

第三期福島県子ども・子育て支援事業支援計画 代用計画

令和8年4月1日施行の改正子ども・子育て支援法第62条第2項第4号及び第5号により、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において、乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容、特定乳児等通園支援を行う者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項を定める必要があります。

本計画は、これらの事項について国の事務連絡に基づき、代用計画（県計画本体を改正するのではなく、別添として新たに県計画に追加する形式の計画）として定めるものです。

1 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容について

○乳児等通園支援事業が満3歳未満の児童を対象としていることを踏まえ、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との連携・接続を推進するため、情報提供を行うなど、市町村の取組を支援します。

○満3歳児クラスを活用して、乳児等通園支援事業の期間終了後の児童の受入れを行った幼稚園等に対し、必要に応じて助言を行うなどにより、乳児等通園支援事業から教育・保育施設への円滑な移行を目指します。

2 特定乳児等通園支援を行う者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項について

○特定乳児等通園支援を行う者に対して、研修を実施する体制を整備する等により、特定乳児等通園支援を行う者の確保及び資質向上を図ります。